

会津若松市広告掲載等に関する要綱

(平成 20 年 11 月 6 日決裁)

(平成 29 年 3 月 17 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載又は掲出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載等の目的)

第 2 条 市の資産等への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載等」という。）は、市の新たな財源を確保するとともに経費を削減し、もって、行政サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に掲げる市の資産等のうち広告掲載等が可能なものをいう。

ア 市の広報及び印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる市の資産等のうち、市長が適当と認めたもの

(2) 広告主等 市が広告掲載等を認めた者及びそのものの業務を代理して行う者等をいう。

(3) 課長 会津若松市事務決裁規則（昭和 55 年会津若松市規則第 14 号）第 2 条第 6 号に規定する課長並びに会津若松市教育委員会事務決裁規則（昭和 48 年会津若松市教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 4 号に規定する課長並びに選挙管理委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局長であつて、広告媒体となる資産等を所管するものをいう。

(広告掲載等範囲及び基準)

第 4 条 次に定める業種の広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反しているもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定するもの

(3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条に規定するもの

(4) その他広告を掲載するものとして適当でないと市長が認めるもの

2 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告主の広告は掲載しない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及びその構成員その他これらに準ずるもの

(2) 市の入札参加資格停止措置を受けている者

- (3) その他広告を掲載する者として適当でないとし市長が認めるもの
- 3 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、広告媒体には掲載しない。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害、差別又は名誉き損となるもの、又はそのおそれのあるもの
 - (4) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれのあるもの
 - (5) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
 - (7) 個人の名刺広告
 - (8) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (11) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載等を行うことが適当でないとし市長が認めるもの
- 4 前3項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準等は、広告媒体ごとに別に定める。

(審査会)

- 第5条 広告媒体への広告掲載等の可否等を審査するため、会津若松市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会の委員長は、財務部長を、委員は、企画調整課長、秘書広聴課長、財政課長及び総務課長をもって充てる。
 - 3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体を所管する課長及び審査する内容に関連する所属の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。
 - 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 5 審査会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(会議)

- 第6条 審査会の会議は、広告掲載等に関して疑義が生じた場合において、委員長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
 - 3 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 5 委員長は、広告掲載等を行う広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
 - 6 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告媒体の種類等)

第7条 広告掲載等を行う広告媒体の種類、広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載期間等は、広告媒体ごとに課長が別に定める。

(広告募集方法等)

第8条 広告の募集、選定の方法等については、広告媒体ごとに課長が別に定める。

2 広告掲載等を決定する場合の優先順位は、原則として次のとおりとする。

(1) 第1位順位

市内に本社、本店等を有する事業者

(2) 第2位順位

市内に支社、支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3位順位

その他の事業者

(広告主等の責任等)

第9条 広告主等は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告に関する版下原稿等の作成経費は、広告主等が負担する。

(修正措置等)

第10条 市長は、広告主等がこの要綱の規定に抵触又は抵触するおそれがあると判断したときは、広告主等に対して、広告掲載の取消し及び広告内容の修正等、必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。